

# 高根沢町脱炭素ビジョン（仮称）策定支援業務仕様書（案）

## I 業務概要

### 1 業務の名称

高根沢町脱炭素ビジョン（仮称）策定支援業務

### 2 業務の目的

本町は、令和4年5月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年のカーボンニュートラルを目指す中で、本当に持続可能な脱炭素社会の在り方を模索しており、気候変動によって変化する風土を守る上で、都市部と農村部が共存しているという高根沢町の特徴を保存しつつ活用することが重要と考えている。

カーボンニュートラルという高い目標を達成するためには、徹底した省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用拡大、建築物のネット・ゼロ・エネルギー化等、あらゆる取組を駆使し、実装していくことが必要である。それと同時に、ポテンシャルと評価されるあらゆる箇所への無秩序な再生可能エネルギーの大量導入は、設備の持続性や投資の継続性、土地の利用形態に与える影響の面から将来の町に対して負担を残す可能性があるとも認識している。

本業務は、本当に持続可能な2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた基礎調査として、本町の温室効果ガス排出量の将来推計、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を調査・分析し、本町の2050年脱炭素社会実現のための将来像及びそこに向けた脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標等を検討し、再生可能エネルギーの最大限導入のための計画を策定することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和6年1月19日（金）まで

### 4 業務の内容

本業務は、国の補助事業を活用した業務であり、業務の内容は、次の各号に定める事項とする。また、町に実装可能な有効な施策を本業務で作成、リストアップすることを重視する。

- (1) 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入のために必要な情報の分析並びにこれを踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（複数パターンでの推計であること）

#### ① 地域の基礎情報の収集

本町の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、再生可能エネルギー導入及び温室効果ガス削減に向けた取組に関する基礎情報の収集と現状分析を行う。受託事業者から再生可能エネルギー導入目標や脱炭素シナリオの策定にあたって追加項目の提案を受けた場合は柔

軟に受け入れる。

**② 温室効果ガスの現況把握**

本町の現状における温室効果ガス排出量を算出する。

**③ 再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの調査**

本町の自然的・社会的条件を踏まえ、本町における再エネ導入のポテンシャルを統計、現地調査等を踏まえて推計する。

**④ 温室効果ガスの将来推計**

本町の特性や国及び本町の温室効果ガス削減対策の取組を踏まえ、本町の将来の温室効果ガス排出量に関する推計を複数のパターンに分けて行う。

**(2) 2050年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成**

**① 再エネ導入目標の作成**

地域の再エネ導入ポテンシャルを踏まえ、本町の再エネ導入目標を設定する。

ただし、域内で自給自足での脱炭素化が困難なことも想定されるため、周辺地域との連携方法や新たなビジネスモデルに関しても調査し、視野を広げた再エネ導入目標とする。

**② 将来ビジョンの作成**

(1)の③の再エネポテンシャル及び④の将来推計、(2)の①の再エネ導入目標を踏まえ、2050年ゼロカーボンに向けた本町の将来ビジョンと、ビジョンの達成に向けた脱炭素シナリオを作成する。

**(3) 作成した目標及び地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定**

**① 政策及び施策の検討プロセス**

産業部門・業務部門・家庭部門・運輸部門さらには各部門において詳細なエリアの設定した上でゼロカーボンを達成するための課題を検討し、その課題に対する対応方針を施策として策定する。

**(4) (2) 及び (3) の実現に向けた進捗管理のための指標及び体制構築の検討**

2030年度及び2050年度における指標を受注者と協議の上、設定する。例えば以下のようなものを想定する。また、これらを進捗管理していくための適正な体制の構築を検討する。

①事務事業の温室効果ガスの削減率

②区域内の温室効果ガスの削減率

③LED導入率

④ZEH/ZEBの導入率

⑤EV導入率

⑥自家消費型太陽光発電の導入率

⑦廃棄物の再利用率

## (5) ふるさとづくり委員会の開催支援

(1) から (4) の調査・検討に当たり、学識経験者や関係団体等を構成員とするふるさとづくり委員会において、内容を審議・検討することとしており、同委員会の開催支援を行う。

(委員会は、2回開催予定)

委員会の開催に際し、全回出席し、会議資料の作成・提供、会議の運営補助、助言及び議事の要点記録を行うものとし、議事の要点記録は、後日速やかに提出すること。

## (6) 報告書の作成

上記までの内容をとりまとめ、業務報告書及び概要版を作成する。

# II 業務仕様

## 1 適用範囲

仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定する。

## 2 業務の実施体制

(1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。また、業務主任者(町との総合的な連絡調整を行う者)を必ず配置すること。

(2) 発注者と随時打合せを行い、無理のないスケジュールで進めることができるようスケジュール管理を適切に行うこと。

(3) 本業務については、契約後、業務の進め方や進捗状況等について、適宜協議を行いながら進めるものとする。協議の実施後は速やかに協議録を作成し、その都度提出するものとする。

(4) 本業務に関し、町は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。

(5) 本業務は、環境省補助事業である「令和4年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」を活用して行うものであり、同補助事業の趣旨を十分に理解し、同補助事業の交付規程及び公募要領等に適合するように実施すること。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施すること。

(6) 環境省補助の性質上、本業務は将来における本町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定を前提としており、本業務の成果品の提出にあたっては同計画の策定素案となり得る形を取ること。

(7) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、高根沢町個人情報保護法施行条例(令和5年高根沢町条例第7号)等に基づいて適切に取り扱うものとする。また、受注者は本業務の実施過程で知り得た情報について、発注者の許可なく第三者に漏洩してはならない。

### 3 業務の実施条件

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議し、基本的な方針については発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (3) 業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

### 4 工程表等の提出

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けること
  - ① 工程表
  - ② 担当者一覧表

### 5 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、業務履行期間終了までに発注者へ提出し、審査を受けること。
  - ・業務報告書・・・・・・・・・・印刷物（A4判）10部、電子データ一式（CD-R等）
  - ・業務報告書概要版・・・・・・・・印刷物（A4判）10部、電子データ一式（CD-R等）
  - ・業務に用いた統計資料及び参考資料・・電子データ一式（該当部分の抜粋で可）
- (2) 電子データの仕様については以下のとおりとする。
  - ① Microsoft社 Windows10上で表示可能なものとする。
  - ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
    - ・文章：Microsoft社 Word（ファイル形式はWord2016以下）
    - ・計算表：Microsoft社 Excel（ファイル形式はExcel2016以下）

①②による成果品に加え「PDFファイル形式」による成果品を作成すること。

### 6 留意事項

- (1) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、完了検査をもって全て町に移転する。
- (2) 受注者は、町が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (7) 受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。
- (8) 本業務の成果品に対する受注者の契約不適合責任期間は、契約満了後1年間とする。